

平成30年度 保育園等入所のご案内

平成30年4月から新たに入所を希望する子どもの支給認定・利用申し込みの受付を開始します。
現在利用中の方には、施設をとおして継続利用についてご案内します。



■ 支給認定 ■

保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

● 保育を必要とする主な理由 ●

- ・月48時間以上就労している
- ・妊娠中・出産後間もない
- ・疾病・心身に障がいがある
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など

■ 入所の申込方法 ■

● 必要書類

- ① 支給認定申請書兼入所申込書
- ② 保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)
- ③ 利用者負担額(保育料)を決定するために必要な書類

※平成29年1月2日以降に平川市に転入された方は、前住所地の市町村が発行する「平成29年度(平成28年分)所得課税証明書」を提出してください。

● 受付期間

1回目:平成29年12月1日(金)～平成30年1月31日(水) 8時30分～17時

2回目:平成30年2月1日(木)～平成30年2月28日(水) 8時30分～17時

※いずれも年末年始(12月29日～1月3日)、土・日曜日、祝日を除きます。

※1回目の受付で希望施設が定員に達する場合がありますので、早めにお申し込みください。

● 受付場所

▷子育て支援課子育て支援係(健康センター内)

▷尾上総合支所市民生活課市民係

▷碓ヶ関総合支所市民生活課市民係

※幼稚園、認定こども園(1号認定)については、直接施設へお申し込みください。

● 利用者負担(保育料)について

利用者負担(保育料)は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外(祖父母など)の場合は、その方の市民税額も合算します。

● 入所の決定について

受付期間ごとに入所の決定を行い、申し込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入所を決定します。

● 入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て支援課子育て支援係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育園などで配布しております。

詳しくは、「入所のしおり」をご確認いただくか、子育て支援課子育て支援係までお問い合わせください。



問合せ：子育て支援課 子育て支援係 ☎44-1111 (内線1151)